

# 復興News 陸前高田

＜第13号＞  
平成26年3月発行  
陸前高田市復興対策局

## ニュース③ 防災集団移転促進事業 各団地の進ちょく状況のお知らせ 《完成6団地、工事中21団地に》

平成26年2月27日現在で、防災集団移転促進事業を計画している市内31団地のうち、完成が6団地、工事中が21団地になりました。これにより、被災集落地域で計画している27団地すべてにおいて、工事発注が完了したことになります。



今年2月に完成した上長部住宅団地(気仙町)



昨年12月に完成した中沢住宅団地(広田町)

地区	団地名	移転戸数	備考
長部	福伏	5	工事中～H26.7.22完成予定
	要谷	7	H25.12.13 完成済
	双六	10	工事中～H26.3.28完成予定
	双六第二	3	H25.8.23 完成済
	上長部	17	H26.2.10 完成済
	月山	50	工事中～H27.3.25完成予定
高矢作・今竹泉	今泉高台⑦	13	区画整理工事施工中
	下矢作	6	工事中～H26.6.26完成予定
	下沢	5	工事中～H26.9.22完成予定
	館	8	工事中～H26.9.8完成予定
	高田高台⑤⑥	43	H25.10月事業認可
	高田高台⑦	3	H25.10月事業認可
米崎	今泉高台⑥	30	区画整理工事施工中
	脇の沢	70	工事中～H27.10.19完成予定
小友	堂の前	5	H25.9.30 完成済
	両替	14	工事中～H26.4.23完成予定
	三日市	5	H25.11.15 完成済
	柳沢	9	工事中～H26.9.9完成予定
	茂里花	5	工事中～H26.10.17完成予定
	新田	7	工事中～H26.3.10完成予定
広田	只出	11	工事中～H26.3.26完成予定
	長洞	13	工事中～H26.5.23完成予定
	大野	7	工事中～H26.11.7完成予定
	広田大野	18	工事中～H26.12.12完成予定
	田谷	33	工事中～H27.3.25完成予定
	六ヶ浦	9	工事中～H26.6.9完成予定
	泊第一	3	工事中～H26.10.20完成予定
	泊第二	8	工事中～H26.12.18完成予定
	泊第三	14	工事中～H26.10.20完成予定
中沢	9	H25.12.3 完成済	
久保	6	工事中～H26.5.7完成予定	
合計	31団地	446	(H26.2.27現在)

詳しくは、復興対策局事業推進室(内線433～435)まで。

## ニュース④ 被災した土地の売買契約をした皆様へ 忘れずに確定申告をしましょう

平成25年中に被災した土地の売買契約をした人は、確定申告の必要があります。平成26年3月15日までに申告する必要があります。申告する際には、契約書の中にある「買取証明書」を提出してください。

確定申告の際に、原本を提出

契約書

○地方公共団体等による土地等の買取証明書

「買取証明書」は、契約の際に渡した契約書にはさんであります

面積 (㎡)	買取年月日	買取価額(円)
	平成 年 月 日	

詳しくは、復興対策局復興対策係(内線432・436)まで。

## ニュース① 防災集団移転促進事業 市内最大規模の脇の沢団地で工事に着手 《泊第二団地も加わり、着手は27団地に》

市は、このたび米崎町脇の沢、広田町泊第二の各団地において、住宅団地や関連道路などの整備に着手しました。脇の沢住宅団地は市内最大規模で、北工区と南工区に分けて工事を行うほか、津波に備えて緊急避難路の整備も行います。なお、各団地の進ちょく状況は、3ページに掲載しています。

**脇の沢住宅団地整備工事 (北工区)**

- ◆ 工事期間  
平成26年2月27日から平成27年10月19日まで
- ◆ 工事内容  
団地造成工事  
A=17,900㎡  
造成区画数 24区画(集会所用地を含む)

**脇の沢住宅団地整備工事 (南工区)**

- ◆ 工事期間  
平成26年2月27日から平成27年10月19日まで
- ◆ 工事内容  
団地造成工事  
A=32,800㎡  
造成区画数 49区画(集会所用地を含む)

**脇の沢関連道路整備工事**

- ◆ 工事期間  
平成26年2月27日から平成27年10月19日まで
- ◆ 工事内容  
関連道路整備工事 L=939m(W=10m)

**脇の沢緊急避難路その1整備工事**

- ◆ 工事期間  
平成26年2月27日から平成27年10月19日まで
- ◆ 工事内容  
緊急避難路整備工事 L=358m(W=6m)

**脇の沢緊急避難路その3整備工事**

- ◆ 工事期間  
平成26年2月27日から平成27年10月19日まで
- ◆ 工事内容  
緊急避難路整備工事 L=159m(W=6m)

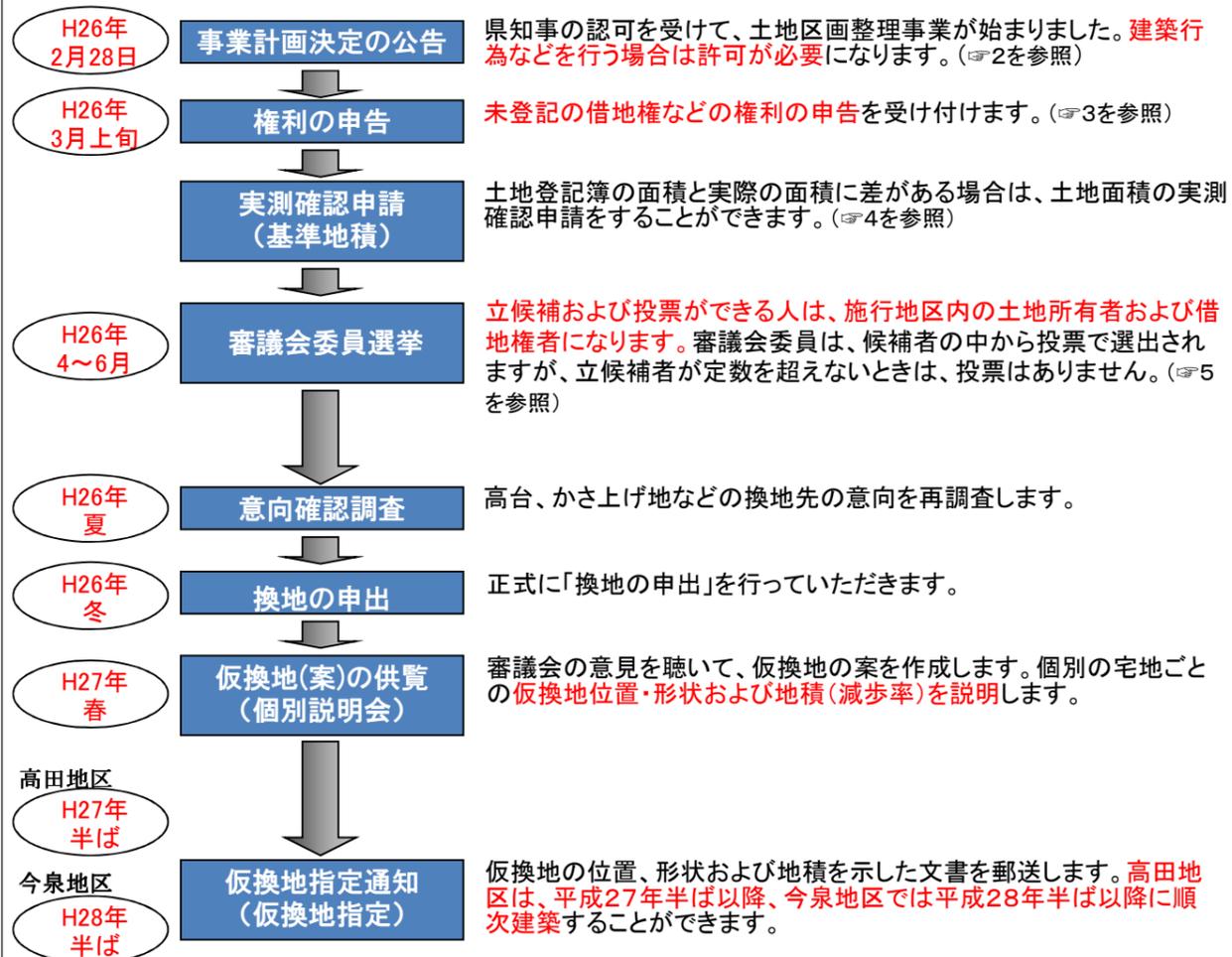
**泊第二住宅団地整備工事**

- ◆ 工事期間  
平成26年2月27日から平成26年12月18日まで
- ◆ 工事内容  
団地造成工事 A=7,257㎡  
造成区画数 8区画

詳しくは、復興対策局事業推進室(内線433～435)まで。

**ニュース② 高田地区・今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業**  
2月28日に事業認可されました <<地区全体について事業を拡大します>>

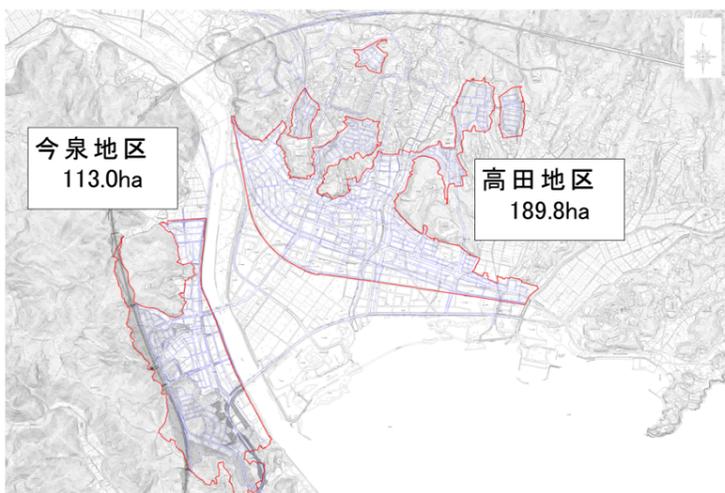
**1. 当面の事業スケジュールについて**



**2. 建築行為などの制限について**

土地区画整理事業の施行地区内において、事業計画決定の公告の日(平成26年2月28日)から換地処分の日(土地区画整理事業完了)までの間に、次の①~③のことを行うときは、土地区画整合法第76条第1項の規定により、市長の許可を受ける必要があります。

- ① 土地の形質の変更(盛土、切土、土砂がれきなどの搬入・たい積など)
- ② 建築物その他の工作物の新築、改築もしくは増築(住宅の新築など)
- ③ 重量が5トン以上の物件の設置もしくはたい積



※この許可を受けようとする場合は、事前に相談してください。

建築行為などの制限は、赤線で囲まれたエリアです

**3. 未登記の借地権などの申告について**

土地区画整理事業の施行にあたっては、現在所有している土地についての権利の内容を明確にする必要があります。登記済みの権利は、土地登記簿を調査することで確認できますが、登記されていない借地権などの権利については、皆さんから申告していただくことになります。

- ① 借地権を申告することにより、土地区画整理事業において権利者として取り扱われ、審議会委員の選挙権、被選挙権を得ることができます。(☞5を参照)
- ② 未登記の借地権の申告は、土地の所有者と借地権者の連名で実印を押印し、それぞれの印鑑登録証明書を添付のうえ、提出してください。
- ③ 申告の受付期間は、事業計画決定の公告の日(平成26年2月28日)から換地処分の日(土地区画整理事業完了)までになります。

**4. 基準地積について**

基準地積とは、換地設計において仮換地の面積を定めるときに基準となる従前の宅地の面積のことです。基準地積は、土地区画整理事業施行条例において、事業計画の決定公告の日(平成26年2月28日)現在における、土地登記簿に記載されている面積とすることになっています。土地所有者は、土地登記簿の面積と実際の面積に差がある場合は、土地面積の実測確認申請をすることができます。

- ① 申請にあたっては、土地面積の実測確認申請書、見取り図、実測図、同意書および申請者の印鑑登録証明書を提出していただきます。
- ② 申請のあった土地については、審査・確認を行い、今後換地を定めるための基準地積とします。



土地面積の実測確認申請ができる期間は、事業計画の決定公告の日(平成26年2月28日)から60日以内(平成26年4月29日まで)になっています。

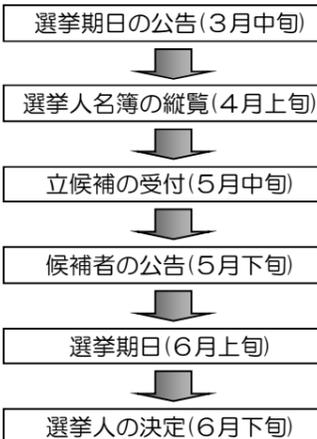
**5. 土地区画整理審議会委員の選挙について**

土地区画整理審議会は、事業が民主的、かつ、公平に運営されるよう施行者の諮問機関として設置されるものです。審議会委員は、土地所有者および借地権者より選挙によって選出された人と施行者が選任する学識経験者で構成されます。立候補および投票ができる人は、施行地区内の土地所有者および借地権者の皆さんになります。選挙事務手続きおよびスケジュールの詳細については、後日お知らせします。

- 【審議会委員の定数】**
- ◎高田地区…20名(うち学識経験者3名)
  - ◎今泉地区…15名(うち学識経験者3名)

所有者(登記名義人)または借地権者(申告者含む)が死亡されている場合に、相続人が選挙権および被選挙権を行使するためには、相続の手続き(登記または届出)が必要となります。また、一つの土地を数人で所有している人が、選挙権および被選挙権を行使するためには、代表者選任通知を提出する必要があります。

**【審議会委員選挙の流れ】**



詳しくは、都市計画課区画整理係まで。